

表2-2 組織の所属

所属先	自治体数	%
ア 児童福祉審議会に所属している。	41	73.2
イ その他の委員会に所属している。	9	16.1
ウ 単独で設置している。	5	8.9
エ 行政組織として設置している。	1	1.8
合計	56	100.0

※ その他の委員会

- S市社会福祉審議会
- M県社会福祉審議会児童福祉専門分委会
- Y県社会福祉審議会
- 事例ごとに随時設置
- 児童福祉審議会の委員を構成員
- 社会福祉審議会
- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会
- N市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護部会
- O県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 地方社会福祉審議会の下部組織

3. 検証委員の構成

表3-1-1 検証委員の人数

人数	自治体数	%
4	1	1.8
5	23	41.1
6	14	25
7	7	12.5
8	4	7.1
9	2	3.6
10	3	5.4
12	1	1.8
15	1	1.8
合計	56	100.0

表3-1-2 検証委員のうち当該地方公共団体職員数

人数	自治体数	%
0	34	60.7
1	9	16.1
2	1	1.8
3	1	1.8
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

表3-1-3 検証委員のうち当該地方公共団体職員OB数

人数	自治体数	%
0	28	50.0
1	15	26.8
2	4	7.1
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表3-2-1-1 検証委員の職種(①. 大学の研究者)

人数	自治体数	%
1	27	48.2
2	17	30.4
3	4	7.1
4	2	3.6
5	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表3-2-1-2 検証委員の職種(①. 大学の研究者のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-1-3 検証委員の職種(①. 大学の研究者のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
1	9	16.1
無回答	46	82.1
合計	56	100.0

表3-2-2-1 検証委員の職種(②. 研究機関の職員)

人数	自治体数	%
1	7	12.5
2	1	1.8
無回答	48	85.7
合計	56	100.0

表3-2-2-2 検証委員の職種(②. 研究機関の職員のうち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-2-3 検証委員の職種(②. 研究機関の職員のうち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-3-1 検証委員の職種(③. 弁護士)

人数	自治体数	%
1	52	92.9
2	1	1.8
無回答	3	5.4
合計	56	100.0

表3-2-3-2 検証委員の職種(③. 弁護士のうち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-3-3 検証委員の職種(③. 弁護士のうち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-4-1 検証委員の職種(④. 警察)

人数	自治体数	%
1	4	7.1
無回答	52	92.9
合計	56	100.0

表3-2-4-2 検証委員の職種(④. 警察うち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-4-3 検証委員の職種(④. 警察うち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-5-1 検証委員の職種(⑤. 要保護児童対策地域協議会調整機関職員)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-5-2 検証委員の職種(⑤. 要保護児童対策地域協議会調整機関職員のうち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-5-3 検証委員の職種(⑤. 要保護児童対策地域協議会調整機関職員のうち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-6-1 検証委員の職種(⑥. 学校の教員)

人数	自治体数	%
1	4	7.1
無回答	52	92.9
合計	56	100.0

表3-2-6-2 検証委員の職種(⑥. 学校の教員のうち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
1	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-6-3 検証委員の職種(⑥. 学校の教員のうち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-7-1 検証委員の職種(⑦. 里親)

人数	自治体数	%
1	5	8.9
無回答	51	91.1
合計	56	100.0

表3-2-7-2 検証委員の職種(⑦. 里親のうち当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-7-3 検証委員の職種(⑦. 里親のうち当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-8-1 検証委員の職種(⑧. 児童委員・主任児童委員)

人数	自治体数	%
1	17	30.4
2	1	1.8
無回答	38	67.9
合計	56	100.0

表3-2-8-2 検証委員の職種(⑧. 児童委員・主任児童委員のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-8-3 検証委員の職種(⑧. 児童委員・主任児童委員のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-9-1 検証委員の職種(⑨. 民間団体の職員)

人数	自治体数	%
1	7	12.5
8	1	1.8
無回答	48	85.7
合計	56	100.0

表3-2-9-2 検証委員の職種(⑨. 民間団体の職員のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-9-3 検証委員の職種(⑨. 民間団体の職員のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-10-1 検証委員の職種(⑩. 医師)

人数	自治体数	%
1	32	57.1
2	21	37.5
3	2	3.6
無回答	1	1.8
合計	56	100.0

表3-2-10-2 検証委員の職種(⑩. 医師のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
1	9	16.1
無回答	46	82.1
合計	56	100.0

表3-2-10-3 検証委員の職種(⑩. 医師のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
0	1	1.8
1	3	5.4
無回答	52	92.9
合計	56	100.0

表3-2-11-1 検証委員の職種(⑪. 看護師)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-11-2 検証委員の職種(⑪. 看護師のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-11-3 検証委員の職種(⑪. 看護師のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-12-1 検証委員の職種(⑫. 保健師・助産師)

人数	自治体数	%
1	7	12.5
無回答	49	87.5
合計	56	100.0

表3-2-12-2 検証委員の職種(⑫. 保健師・助産師のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
1	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-12-3 検証委員の職種(⑫. 保健師・助産師のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
1	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-13-1 検証委員の職種(⑬. 家庭裁判所調査官)

人数	自治体数	%
1	7	12.5
無回答	49	87.5
合計	56	100.0

表3-2-13-2 検証委員の職種(⑬. 家庭裁判所調査官のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-13-3 検証委員の職種(⑬. 家庭裁判所調査官のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-14-1 検証委員の職種(⑭. 児童福祉施設長)

人数	自治体数	%
1	22	39.3
2	5	8.9
3	2	3.6
無回答	27	48.2
合計	56	100.0

表3-2-14-2 検証委員の職種(⑭. 児童福祉施設長のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-14-3 検証委員の職種(⑭. 児童福祉施設長のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
1	2	3.6
無回答	54	96.4
合計	56	100.0

表3-2-15-1 検証委員の職種(⑮. 児童福祉施設職員)

人数	自治体数	%
1	3	5.4
無回答	53	94.6
合計	56	100.0

表3-2-15-2 検証委員の職種(⑮. 児童福祉施設職員のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-15-3 検証委員の職種(⑮. 児童福祉施設職員のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-16-1 検証委員の職種(⑯. 児童相談所長)

人数	自治体数	%
1	1	1.8
無回答	55	98.2
合計	56	100.0

表3-2-16-2 検証委員の職種(⑯. 児童相談所長のうちの当該地方公共団体職員数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

表3-2-16-3 検証委員の職種(⑯. 児童相談所長のうちの当該地方公共団体職員OB数)

人数	自治体数	%
無回答	56	100.0
合計	56	100.0

⑰. その他

スクールソーシャルワーカー S県地域活動連絡協議会長 教育委員会職員 元県民生委員児童委員協議会児童部会長 元児童相談所長、市町スーパーバイザー 元小中学校養護教諭 S県社会福祉士会会長 Y県総合教育センター非常勤職員(職員及びOB) 障害者団体役員 心理士 人権擁護委員 青少年健全育成協力員	短期大学学長 福祉系専門学校講師(児相OB) 保育園園長 保育士 報道機関 臨床心理士 県社会福祉協議会保育部会長 元県職員 幼稚園園長 母子寡婦団体
--	--

表3-3-1 検証委員の1回の委嘱任期年数

年数	自治体数	%
0.6	1	1.8
1	1	1.8
2	12	21.4
3	33	58.9
審議期間	2	3.6
なし	4	7.1
無回答	3	5.4
合計	56	100.0

※ 規定なしと任期なしは「なし」した。

表3-3-2 原則として検証委員として委嘱できる回数

回数	自治体数	%
2	5	8.9
3	4	7.1
4	1	1.8
10	1	1.8
8年	1	1.8
継続して10年	1	1.8
年12回まで	1	1.8
必要に応じた回数	1	1.8
制限なし	11	19.6
規程なし	11	19.6
不明	1	1.8
無回答	17	30.4
合計	56	100.0

4. 検証対象の範囲

表4-1-1 通知に示された「検証対象の範囲」

対象範囲	自治体数	%
対象にしている	44	78.6
対象にしていない	10	17.9
無回答	2	3.6
合計	56	100.0

表4-1-2 その他に定めた対象範囲

その他の範囲	自治体数	%
定めている	14	25
定めていない	40	71.4
無回答	2	3.6
合計	56	100.0

内訳

表4-1-2-1 死亡事例のみ対象

対象	自治体数	%
している	9	16.1
していない	24	42.9
その他	1	1.8
無回答	2	3.6
合計	56	100.0

表4-1-2-2 重大事例(死亡事例を含む)

対象	自治体数	%
している	27	48.2
していない	6	10.7
無回答	23	41.1
合計	56	100.0

表4-1-2-3 重大事例(死亡事例を含む)のうち、関係機関の関与の状況により判断したケース

対象	自治体数	%
している	24	42.9
していない	10	17.9
無回答	22	39.3
合計	56	100.0

表4-1-2-4 その他のケース

対象	自治体数	%
している	7	12.5
していない	26	46.4
無回答	23	41.1
合計	56	100.0

表4-2 虐待が疑われる児童の死亡事例が発生した場合
虐待による死亡か否かの判断を行うための調査を

実施	自治体数	%
している	31	55.4
していない	22	39.3
無回答	3	5.4
合計	56	100.0

表4-3 前の質問で「ア 実施している」を選択した場合、その結果を検証委員会に

諮問	自治体数	%
している	16	28.6
していない	15	26.8
無回答	25	44.6
合計	56	100.0

5. 会議の開催

表5 会議の開催目的

開催目的	自治体数	%
ア	17	30.4
イ	31	55.4
ウ	3	5.4
エ	0	0.0
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

※ 開催目的

- ア 死亡事例が発生した場合に当該事例の検証のために開催している。
- イ アに加え、死亡事例ではないが検証が必要な重大事例が発生した時に当該事例の検証のために開催している。
- ウ アとイに加え、その検証の提言に対する都道府県の取組状況の報告を基に評価を行うために開催している。
- エ アとイとウに加え、これまでに検証したすべての事例について、再度総合的に検証するために開催している。

6. 検証方法

表6-1-1 一回の検証会議時間

平均時間(分)	自治体数	%
60	4	7.1
75	2	3.6
80	1	1.8
90	5	8.9
110	1	1.8
112.5	1	1.8
113	1	1.8
120	27	48.2
121	1	1.8
150	2	3.6
160	1	1.8
180	1	1.8
不明	1	1.8
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表6-1-2-1 1つの事例に対する検証会議の最少開催回数

回数	自治体数	%
1	2	3.6
2	5	8.9
3	12	21.4
4	14	25
5	9	16.1
6	3	5.4
8	1	1.8
9	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表6-1-2-2 1つの事例に対する検証会議の最大開催回数

回数	自治体数	%
2	1	1.8
3	3	5.4
4	15	26.8
5	11	19.6
6	6	10.7
7	2	3.6
8	4	7.1
9	4	7.1
12	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表6-1-2-3 1つの事例に対する検証会議の平均開催回数

回数	自治体数	%
2	1	1.8
2.5	2	3.6
3	3	5.4
3.4	1	1.8
3.5	2	3.6
3.67	1	1.8
3.8	1	1.8
4	15	26.8
4.25	1	1.8
4.5	1	1.8
5	9	16.1
5.5	1	1.8
6	4	7.1
7	1	1.8
7.3	1	1.8
8	2	3.6
9	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表6-1-3 死亡事例発生発覚時又は初回の検証会議から報告書をまとめるまでの期間

期間	自治体数	%
定めている	0	0.0
定めていない	50	89.3
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

表6-2-1 ヒアリング調査の原則実施

実施	自治体数	%
している	48	85.7
不明	1	1.8
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ ヒアリング調査を実施していない理由

事例ごとに判断
事例により実施について判断する。現在検証している事例は、児相、市町村からの資料提出、ヒアリングにより情報収集ができると判断したため

表6-2-2 現地調査の原則実施

実施	自治体数	%
している	30	53.6
していない	18	32.1
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ 現地調査を実施していない理由

ヒアリングの中で実施
ヒアリング調査にて対応
関係機関からのヒアリングに基づく
関係者でヒアリング等により必要な検証が行えたため
警察の調査後の開催のため
現在ヒアリングの情報にて事実関係が明らかになっているため ※必要があれば現地調査も行う
死亡現場や遺族を訪問する必要性はないと感じている
事件発生現場(保護者宅)へは保護者の了解が得られない
事務局による関係機関への現地ヒアリング調査は実施。委員による調査は必要に応じて実施することとしている。
事例ごとに判断
状況については関係所属等から確認を行っている
逮捕後のため現地調査は困難
必要に応じて判断している
保護者の意向によるため

表6-2-3 その他の調査の実施

実施	自治体数	%
している	30	53.6
していない	18	32.1
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ その他の調査内容

委員により特に調査が必要と認められた事項
医療機関への病状調査等
関係機関、関係者へのヒアリング
関係機関、職員の聞き取り等に対応しています。
関係機関からの各種資料入手など
関係機関からの書面による情報提供
関係機関からの聞き取り等、必要により。
関係機関による内部調査
関係機関に対する係属状況等の調査
関係機関へのヒアリングや状況調査
関係機関への文書による照会、回答
警察への確認
公判の傍聴、戸籍記載事項照会

裁判の傍聴
裁判の傍聴など
裁判の傍聴等
裁判記録の閲覧
裁判所への判決書閲覧請求
裁判傍聴
裁判傍聴、刑事確定記録閲覧
事例ごとに判断
事例発生した市の担当課や医療機関

※ その他の調査を実施していない理由

ヒアリング調査にて対応
関係機関からのヒアリングに基づく
現在のところ行ったことはないが、必要があれば行う
今までの検証で行っていないが、必要があれば行う
事務局による関係機関への現地ヒアリング調査は実施。委員による調査は必要に応じて実施することとしている。
調査手法のノウハウがないため
特に必要がなかった
必要な調査が出てくれば実施する

表6-3-1 事例検証の実施状況

実施	自治体数	%
事例ごとに実施	38	67.9
複数事例で実施	12	21.4
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

表6-3-1 複数事例検討回数

回数	自治体数	%
1	4	7.1
12	1	1.8
13	1	1.8
3	3	5.4
7	1	1.8
その他	1	1.8
無回答	45	80.4
合計	56	100.0

※ 現在実施中のため確認できない

7. 検証の進め方

表7-1 検証の進め方の説明

通知配布と説明	自治体数	%
している	38	67.9
していない	11	19.6
不明	1	1.8
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

表7-2-1 国が示した「子ども虐待による死亡事例等の検証調査票」に基づいた情報収集

実施	自治体数	%
している	30	53.6
していない	18	32.1
その他	1	1.8
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ 通知発出後検討事例なし

表7-2-2 関係機関などからの前表の情報収集に加えた必要な情報収集

実施	自治体数	%
している	50	89.3
その他	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

※ 通知発出後検討事例なし

表7-2-3 前表で必要な情報収集を行った機関について

実施機関	自治体数	%
ア医療機関	39	69.6
イ警察	22	39.3
ウ保育所	23	41.1
エ幼稚園	2	3.6
オ小学校	18	32.1
カ中学校	10	17.9
ク高等学校	6	10.7
ケ母子保健部署	46	82.1
コ児童福祉施設	14	25.0
サその他	17	30.4
合計	56	100.0

※ 複数回答可

※ その他

検察庁
 裁判所、児童相談所
 裁判傍聴
 市町村児童福祉担当部署
 市町村生活保護担当部署
 児童委員
 児童相談所
 児童相談所、市町村児童福祉主幹課
 助産院
 消防署、地方裁判所
 親族、教育委員会
 精神保健担当
 地方検察庁
 福祉事務所
 保健所、市生活保護担当課、民生児童委員
 本籍地市町村戸籍担当部署
 民生委員、児童委員

表7-2-4 検証委員の求めに応じた情報収集

実施	自治体数	%
している	49	87.5
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

表7-2-5 母子健康手帳など基本的な資料の収集

実施	自治体数	%
している	38	67.9
していない	11	19.6
その他	1	1.8
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

※ 事例ごとに判断

表7-2-6 特別な事例等についての専門家の意見聴取などによる情報収集

実施	自治体数	%
している	30	53.6
していない	15	26.8
その他	2	3.6
不明	1	1.8
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

※ 事例ごとに判断、該当事例なし

表7-2-7 特別な事例等についての解剖所見などの専門的な情報収集

実施	自治体数	%
している	14	25.0
していない	31	55.4
その他	2	3.6
不明	1	1.8
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

※ 事例ごとに判断、該当事例なし

表7-3-1 事例検証のための資料としての事例概要(時系列及び関係機関別にまとめた表を含む)

準備	自治体数	%
している	50	89.3
していない	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-3-2 各児童相談所、市町村児童福祉担当等の組織図

準備	自治体数	%
している	50	89.3
していない	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-3-3 相談体制の状況を判断できるような相談件数の資料

準備	自治体数	%
している	34	60.7
していない	16	28.6
その他	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

※ 委員の求めに応じ準備

表7-3-4 相談体制の状況を判断できるような相談対応等の概要

準備	自治体数	%
している	39	69.6
していない	11	19.6
その他	1	1.8
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

※ 委員の求めに応じ準備

※ その他事例検証のための資料

過去の死亡事例検証報告書

市町母子保健事業に関する資料(事業系図、事業概要など)

過去の死亡事例における提言に対する取り組み状況

市町要対協に関する資料(会議開催数、登録ケース等)

表7-4-1 検証の目的についての確認

確認	自治体数	%
している	51	91.1
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-4-2 検証方法についての確認

確認	自治体数	%
している	51	91.1
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-4-3 検証スケジュールについての確認

確認	自治体数	%
している	51	91.1
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-4-4 事例概要の把握についての確認

確認	自治体数	%
している	51	91.1
無回答	5	8.9
合計	56	100.0

表7-5-1 関係機関ごとのヒアリングへの検証委員の参加

参加	自治体数	%
している	24	42.9
していない	25	44.6
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

表7-5-2 当該事例に直接関与した・すべきであった組織の者以外の者へのヒアリングの実施

実施	自治体数	%
している	43	76.8
していない	4	7.1
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表7-5-3 ヒアリングの対象者としての関係機関の所属長・それに準ずる者について

対象	自治体数	%
している	43	76.8
していない	4	7.1
その他	1	1.8
不明	1	1.8
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ 事例ごとに判断

表7-5-4 転居前の住所地の関係者へのヒアリングについて(転居事例の場合)

実施	自治体数	%
している	28	50.0
していない	12	21.4
その他	3	5.4
不明	1	1.8
無回答	12	21.4
合計	56	100.0

※ 事例ごとに判断、事例なし・非該当

表7-5-5 状況に応じて場所を選択したヒアリングの実施について

実施	自治体数	%
している	41	73.2
していない	5	8.9
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表7-5-6 組織による必要に応じた事例を担当していた職員の心理的支援について

実施	自治体数	%
している	23	41.1
していない	23	41.1
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表7-5-7 児童の生活環境等を把握するための必要に応じた検証委員による現地調査

実施	自治体数	%
している	10	17.9
していない	36	64.3
その他	1	1.8
不明	1	1.8
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

※ 非該当

表7-5-8 保護者が起訴された事件についての裁判の傍聴や訴訟記録の閲覧請求について

実施	自治体数	%
している	40	71.4
していない	7	12.5
その他	1	1.8
不明	1	1.8
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ 不起訴

8. 問題点・課題の抽出

表8-1 一つ一つの事例についての具体的な問題点や課題の抽出できるまでの分析・検討の実施

実施	自治体数	%
している	47	83.9
していない	2	3.6
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

表8-2 具体的な問題点や課題抽出ができていない場合における分析・検討のための再度委員会開催による対応

実施	自治体数	%
している	45	80.4
していない	4	7.1
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

9. 提言

表9-1 きょうだいや家族、関係機関や職員への配慮などに基づく検証委員から提出された具体的な提言についての表現修正による調整の実施

実施	自治体数	%
ある	28	50.0
ない	18	32.1
その他	1	1.8
不明	1	1.8
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

※ 以下実施実績がないため記入不可

表9-2 検証委員から提出された提言についての可能性や有効性などについての行政的な判断に基づいた一部内容を修正するような調整の実施

実施	自治体数	%
ある	9	16.1
ない	37	66.1
不明	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表9-3 検証中における早急な改善策の必要性への提言からの必要な施策の実

実施	自治体数	%
講じている	32	57.1
講じていない	13	23.2
不明	1	1.8
無回答	10	17.9
合計	56	100.0

10. 報告書

表10-1-1 公表する報告書と関係機関用の報告書との分別作成

作成	自治体数	%
している	45	80.4
していない	4	7.1
その他	2	3.6
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

※ どちらもある 非公開

表10-1-2 検証委員による検討・精査した報告書についての事務局立場からの調整・修正

修正	自治体数	%
あった	13	23.2
ない	33	58.9
不明	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表10-1-3 有意義な検証をするための「中間報告書」の作成

作成	自治体数	%
している	2	3.6
していない	45	80.4
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

表10-2 事例検証したすべての検証結果の公表

公表	自治体数	%
している	38	67.9
していない	10	17.9
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表10-3-1 地方自治体のホームページによる報告書の公表

公表	自治体数	%
している	37	66.1
していない	11	19.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表10-3-2 児童相談所など関係機関の職員への報告書の配布

配布	自治体数	%
している	48	85.7
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

表10-3-3 児童相談所など関係機関の職員を対象に報告書を資料にした研修の実施

実施	自治体数	%
している	27	48.2
していない	19	33.9
不明	1	1.8
無回答	9	16.1
合計	56	100.0

11. 提言の効果

表11-1 提言による児童福祉司の増員など児童相談体制強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	24	42.9
つながっていない	19	33.9
不明	2	3.6
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

具体的な効果

CW、TWの増員
 ケースワーカーの増員など
 過去数回にわたり増員を行っている
 各(支)所児童福祉司1名増員
 虐待対応専門員の配置
 県にて児童福祉司、児童心理司を計画的に増員している
 児童相談所の設置
 児童相談所の体制強化に寄与した
 児童福祉司、スーパーバイザー増員、児童心理司増員、児童福祉司サポート職員の増配置
 児童福祉司、児童心理司の増員につながった
 児童福祉司などの増員

児童福祉司の増員、児童福祉司の専門職採用
 児童福祉司の増員、児童福祉司の専門職採用専門職採用による体制強化および職員の増員
 児童福祉司の増員による体制強化。ケースの進行管理に係わる機能、体制の強化
 主席児童福祉司及び児童福祉司の増員、地域班の増設
 人員の増員
 担当部署の増員につながった
 保健師が配置された
 保健師の増員
 保護者支援員の配置

表11-2 提言による児童福祉司のケースワーク技術など専門性向上への効果

効果	自治体数	%
つながった	34	60.7
つながっていない	10	17.9
不明	2	3.6
無回答	10	17.9
合計	56	100.0

具体的な効果

マニュアルの作成
 意識して提言内容を研修に反映している
 家庭復帰、機関連携、ケースワークの段階で留意して対応している
 各種研修による専門性の確保に向けた人材育成
 関係機関との連携強化に努めることで個々のケースへの支援技術が向上した
 具体事例で研修を行い専門性の向上につながった
 研修の拡充など
 研修の充実
 研修体制の充実など
 研修体制の充実に寄与した。
 研修体制を整えた
 研修内容、市町村との連携
 事例、提言をふまえたケースワークなど
 児相の管内ごとに関係機関の職員が連携して対応する演習事業を創設
 児童福祉司の外部研修への派遣の実施
 新任、転入職員を対象とした研修の実施、スーパーバイザーの配置等
 専門的な研修体制の整備
 保健医療分野の専門性の強化
 保健師による乳幼児のリスクアセスメントをCWが学ぶための研修を実施
 要支援児童の把握のあり方。転居時の情報提供。子どもの安全確認の方法
 要対協の活用

表11-3 提言による初期対応やケースマネジメント機能など児童相談所の相談機能強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	34	60.7
つながっていない	10	17.9
不明	2	3.6
無回答	10	17.9
合計	56	100.0

具体的な効果

24時間365日相談受付体制整備
 48時間ルールの徹底、安全確認進行管理ボードの導入、アセスメントシートの改善
 48時間以内に児童の安全確認(H18事案)
 きょうだい事例への対応、関係機関との連携の向上

ケースによっては外部専門家の意見を受け、援助方針に生かしている
 ケースマネジメント力の強化
 スーパーバイズのあり方
 マニュアルの改訂につながった
 リスクアセスメントツールの研究開発など
 安全確認や転出ケースなど、留意して対応している
 緊急受理会議に保健師の出席を必須とし、乳幼児のケースのアセスメントが充実した
 研修の拡充など
 原則として48時間以内に児童の安全確認を行うことを徹底
 再通告時の虐待リスク再評価の徹底。転居を繰り返す世帯への対応
 市町の後方支援、情報共有
 児相職員の増員が図られた
 児童相談所に児童虐待専門職員を配置
 受傷機転不明ケースを家庭へ戻す際、審議会に意見紹介を諮ることを必須にした
 初期対応担当を設置した
 電話による夜間相談の相談員の配置
 要対協や関係機関との連携。他、上記1)、2)のとおり
 連携強化により情報収集が円滑になり迅速な対応が可能となった

表11-4 提言による保健師の増員など保健担当部署の体制強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	8	14.3
つながっていない	33	58.9
不明	4	7.1
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

具体的な効果

育児支援に係る所内検討会を定例・随時に開催
 各児童相談所への保健師の配置
 市町村の体制のため不明
 保健師の増員に係わる提言がなかった
 保健師の増員等
 保健師正職員の配置

表11-5 提言による保健師の相談援助・調整機能等に係る専門性向上への効果

効果	自治体数	%
つながった	23	41.1
つながっていない	17	30.4
不明	6	10.7
無回答	10	17.9
合計	56	100.0

具体的な効果

妊娠SOS相談窓口を開設し、周知啓発に努めた・母子健康手帳交付時に妊娠質問票を導入し、アセスメント強化。・リスクアセスメント指標の使
 医療機関との情報共有が円滑に行えるようになった
 医療連携専門員(保健師)の配置
 各種研修による専門性の確保に向けた人材育成
 県主催により市町村保健師に対しリスクアセスメントの研修を実施
 産科医と市母子保健担当課との連携事業が開始された。
 市町村の体制のため不明
 精神疾患をもつ保護者への対応の向上

妊娠届出時のアンケートを実施することとし、早期にハイリスク妊婦を把握し支援につなげた
 保健医療分野の専門性の強化
 保健師の役割の見直し、積極活用など
 保健師を対象とした研修を実施
 保健所における連携会議、市町村と医療機関によるケース会議の実施
 母子健康手帳交付時のリスク確認、出生後のエンバラ実施によるリスク把握と母子保健、児童福祉部門での情報共有の徹底
 母子保健事業における虐待リスクの精査、対応。

表11-6 提言による訪問支援や育児相談機能など市町村の母子保健機能強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	16	28.6
つながっていない	22	39.3
不明	6	10.7
無回答	12	21.4
合計	56	100.0

具体的な効果

SBS啓発、乳幼児検診問診項目の改善
 意識して提言内容を研修に反映している
 産科医と市母子保健担当課との連携事業が開始された。
 市町への後方支援、情報共有
 市町村保健等の内部連携強化
 児童相談所や医療機関との連携強化
 赤ちゃん訪問事業の強化(助産師、保健師が訪問)
 妊娠届出時のアンケートを実施することとし、早期にハイリスク妊婦を把握し支援につなげた

表11-7 提言による都道府県単独事業創設への効果

効果	自治体数	%
つながった	12	21.4
つながっていない	31	55.4
不明	1	1.8
無回答	12	21.4
合計	56	100.0

事業名

リスクアセスメントツール研究開発
 虐待防止緊急対策事業
 警察官OB配置、非常勤職員配置、市町村職員研修
 子育てに悩む親支援事業
 児童虐待対策関係市町児童福祉・母子保健担当者合同会議及び研修会
 児童相談ITシステムの導入
 児童相談所の増設、第三者委員会の設置
 児童相談所職員専門性向上研修
 嘱託保健師の配置
 Y分室およびコザ一時保護所

表11-8 提言による児童虐待対策予算拡充への効果

効果	自治体数	%
つながった	22	39.3
つながっていない	22	39.3
不明	1	1.8
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

具体的な効果

リスクアセスメントルール研究開発
 医師向け虐待防止研修の実施、市町職員向け虐待対応マニュアルの作成、配布、医師向け虐待対応ガイドブックの作成、配布
 家庭復帰に向けた第三者委員会の設置、児童心理司等の非常勤嘱託員の増員等
 各種研修の拡充、児童虐待防止医療ネットワークの創設、マニュアル見直し、児童虐待防止特別キャンペーンの実施
 区への児童精神科医コンサルテーション事業など
 啓発事業予算の拡充
 警察官OB配置、非常勤職員配置、市町村職員研修
 研修費の増額
 子ども家庭相談センターの増設
 児童相談ITシステムの導入
 児童相談所や区家庭児童相談員の人員増
 児童福祉司の増員等
 新規事業の創設4件
 人員増など
 庁内児童虐待マニュアル作成、児童相談総合システム
 直接的につながったかどうかは不明

表11-9 提言による市町村児童相談体制強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	31	55.4
つながっていない	10	17.9
不明	4	7.1
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

具体的な効果

「市町村と児童相談所への連携方針」を作成した
 虐待対策コーディネーターの配置
 区役所管課の体制強化
 警察官OB配置、非常勤職員配置、市町村職員研修
 研修の拡充など
 研修の充実、庁内児童虐待マニュアルを作成（H20年度）
 研修を実施することなどにより、相談体制を強化した
 市町村児童福祉母子保健主幹課の虐待防止のための暴動研修の実施
 市町村職員研修費の予算化
 市町村職員等に対しての研修に追加で研修を実施
 市母子保健担当課との連携が強化された。
 事例対応における関係機関との連携の向上
 児相職員による市町特別支援チームの派遣、社会福祉士、保健師、保育士等専門職の増配置
 児童虐待未然防止における医療機関との連携体制構築、市町村の研修充実等
 児童福祉と母子保健の連携が強化された
 嘱託職員の増員、スーパーバイザーの配置等
 職員配置の強化
 相談員の増員、非常勤職員(児相OB)の採用、困難事例における医師からの助言

担当部署の増人につながった
 要対協機能の強化。児相での研修受け入れ、児相との交流人事等
 要対協未設置の市町村に働きかけ、H26に全市町村に設置した
 要保護児童対策地域協議会の職員の増員

表11-10 提言による市町村における要保護児童対策地域協議会の活性化や機能強化への効果

効果	自治体数	%
つながった	33	58.9
つながっていない	9	16.1
不明	3	5.4
無回答	11	19.6
合計	56	100.0

具体的な効果

意識して提言内容を研修に反映している
 管内市町すべてに要対協が設置された。実務者会議における進行管理
 基準の見直し、ケース格付け。民間託児事業者の個別ケース会議への
 関係機関および庁内の連携強化
 警察官OB配置、非常勤職員配置、市町村職員研修
 研修の拡充など
 研修を実施することなどにより、連携強化を図った
 県主催により市町村要対協の活性化を図るための市町村職員向けの研修を実施
 個別ケース検討会議の開催を徹底
 行政区レベルでの要保護児童対策地域協議会の設置
 参加機関の拡大
 市町村職員研修費の予算化
 市町村要対協支援を目的とした県レベルの要対協を設置
 児相の管内ごとに関係機関の職員が連携して対応する演習事業の創設
 児童相談総合システムの導入
 主任児童委員3名を構成員に加えた(町1カ所)
 所在不明児童への対応における庁内連携
 職員意識向上等
 同協議会が全市町村において設置された
 要対協の機能を高めるために、市町独自の会議を定期的開催し、共通
 理解を図る機会を増やすようになった
 要対協の対象として特定妊婦の認識が強まった。
 要対協へのSv的な事業の創設
 要対協運営ガイドラインを策定中
 要保護児童対策地域協議会の職員の増員

表11-11 提言による市町村単独事業創設への効果

効果	自治体数	%
つながった	3	5.4
つながっていない	30	53.6
不明	10	17.9
無回答	13	23.2
合計	56	100.0

事業名

スーパーバイザーの配置
医療機関における「要養育支援者情報提供書」取り扱いガイド
妊娠SOS電話相談事業

表11-12 提言による市町村の児童虐待対策予算拡充への効果

効果	自治体数	%
つながった	7	12.5
つながっていない	27	48.2
不明	10	17.9
無回答	12	21.4
合計	56	100.0

※ その他の効果

ショートステイ枠、予算額の拡大
医療機関との連携強化、ネットワーク作り(横浜市児童虐待防止医療ネットワーク)
宮古島地区に児童家庭支援センターを設置
広報、啓発の拡充
産科医療機関との連携
産婦人科医を対象とした研修事業の創設
児相と警察との連絡基準の作成
医療機関用子ども虐待対応マニュアルの改定
虐待対応職員の専門性を強化するための研修事業の創設
児相と警察との合同研修会の開催

12. 地方自治体における死亡事例等検証を実施する際の困難点や疑問点について

表12-1 地方自治体において死亡事例等検証を実施する際の困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	7	12.5
ない	41	73.2
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

これまでの事例が少ないため、検証組織が検証に慣れていない
虐待死と判断できない、警察検察の情報もほとんど得られないことが多い
検証ノハウの蓄積が困難
人選が難しい
専任組織になっていない
専門知識を有する議員は多忙であり、日程調整が困難

表12-2 検証委員会委員の構成や任期などに対する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	9	16.1
ない	39	69.6
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

委員がそれぞれ多忙なため、日程調整が困難
医学的な意見は重要であるが、医師は診察等のため出席の調整が難しい
教育分野が入っていない
検証委員に誰を選任するか
今後、委員の変更が必要となった場合の人選等
人材の不足。専門家を招集するほどの報酬が充実していない。
専門知識を有する方が限定されており、選出が困難
本市付属機関の要綱により、2期6年以内の規程があり人選に苦慮している
臨時的に設置する体制のため、迅速な対応への調整が難しい

表12-3 検証委員会の運営面における困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	14	25
ない	34	60.7
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

案をすべて事務局で作成しなければならない
委員が多忙であり、委員会開催の日程調整が困難
委員の意見の集約が難しい
委員の日程調整
委員会の進め方等について助言してもらえる機関がわからない
各委員の通常業務が忙しく、委員会実施の日程調整が難しい
検討事例が重なって起こる場合は調整に困難を生じる
多忙な委員のスケジュール調整等
多忙な委員の日程調整、事務局の負担
通常業務に加えての作業となるため関係機関も含めて業務負担が大きい
日程調整など
年度により検証事例が大きく増減するため予算確保が困難
必要な調査の実施から委員の日程調整、資料作成など事務的労力が大きい。
忙しい委員が多く、夜遅くからの開催となる

表12-4 検証会議のあり方に対する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	9	16.1
ない	39	69.6
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

1)と同じ
マスコミへの公表範囲の判断が難しい

案件が多く、十分な時間をかけると検証期間が長期となる
 会議の前に情報提供したり、課題提示したりしたいが、個人情報セキュリティが困難
 件数も多く、重大性、関与の有無で限定される
 検証する事例の判断が難しい場合がある。
 検証対象、範囲の選定
 事務局として深く読み込む労力と検証の効果に疑問
 専任(専門)の検証研究機関の必要性

表12-5 虐待死としての判断に関する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	21	37.5
ない	27	48.2
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

SBS疑い等は判断に困難な事例
 そもそも虐待か否か判明しない事例もあり、そこまでは対象としていない
 より多角的、専門的な視点が必要である
 加害者が犯行を認めていない場合や死因が特定されない場合、虐待死としての判断が困難である
 関与している機関などがない場合等、虐待の事実が判然としないこと
 虐待死または心中死についての明確な規律がない
 警察、医療、児相など見解の総理
 警察が虐待死として立件するかどうかに左右される
 警察で捜査中の場合、情報の入手が困難
 警察による捜査や医学的判断により特定できない場合がある
 警察の捜査結果によるところがある
 司法解剖の結果、原因不明の死であったが、保護者の養育状況が決して適切でなかった事例をどのように扱うか
 死亡等の結果と行為の因果関係がはっきりしないケース
 事故か否か、検察の判断
 事故死(不慮など)の場合、ネグレクトとなるか判断が難しい。
 人材・専門性の不足
 被告人が虐待を否定している裁判が行われている場合、虐待と判断し難いこと
 福祉の機関が「虐待死」と判断することは困難
 例えば自宅分娩にこだわり妊婦検診を受けない母が出産したが、子どもに重い障害が残った場合

表12-6 調査や情報収集を行う際の困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	29	51.8
ない	19	33.9
不明	2	3.6
無回答	6	10.7
合計	56	100.0

具体的に

1)と同じ
 どこまでを調査対象とするのか、例えば搬送された病院、親が受診していた病院、親の配偶者、家族等から聴取するのか
 どこまで調査が可能か、当事者へのインタビューなど
 家族の生活歴や環境要因などの情報が十分に得られない場合がある
 関係機関が関与しておらず、すでに死亡していると調査は困難

関係機関との連絡、調整
 関係機関によって調査への理解が困難な場合がある。
 関係機関の関与が少なく、情報が乏しい
 関係機関の関与が全くない場合、情報が少なくなる。関与があっても行政機関ではなく、民間の機関の場合、情報をあまり開示してくれない場合がある。裁判後、刑事確定記録の謄写申請をしたが、検察が認めてくれず、裁判所の仲介で閲覧のみ可となったが、必要箇所(情報)の書き取りが大変である。
 関係機関への調査に係る検証委員会の権限、強制力がないことから情報が得られず、検証を行うことが困難である
 虐待を行った当事者からのヒアリングが困難である
 刑事事件となった場合の裁判情報と検証内容の整合性を図る必要性について
 警察・裁判所等からの情報収集
 警察、医療機関などの調査に困難を感じることもある
 警察の刑事課のみでしか情報を把握していない場合、関係機関での検証が難しい
 検証事例の支援者の傷つきにも配慮しながら調査を進める必要がある
 個人情報を含むため、情報提供者が情報提供に対して躊躇する
 行政不関与又は不起訴事例の場合、捜査権限がないため、正確な調査や情報収集が十分にできない
 事例によっては検証を行うにあたり、必要な情報が十分収集できないことがある。
 児相が関与しないケースでは収集できる情報が限定されるのではないかと
 時が経つと異動や記憶の薄れ等により情報収集が困難になること
 少年法との関係(未成年者による事例で)
 捜査中の案件など、情報を得にくい場合に、どの程度の情報収集を行う必要があるか。
 調査に協力を得られない場合は限界がある
 転入ケースで他府県で要対協管理ケースでなかった場合の情報収集、加害者と面接できない
 当事者や親族の協力が得られない。被調査者の心的負担
 年度をまたぐことで担当者が代わり、情報収集が難しくなる

表12-7 事実関係の確認や明確化に対する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	24	42.9
ない	22	39.3
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

具体的に

1)と同じ
 6)と同じ
 どこまで詳細な調査ができるか
 加害者が逮捕、起訴されている場合の事実確認が難しい
 確認の内容に不明確な場合がある。
 関係機関に対しヒアリングを実施する際、当時の担当者等が異動や退職により不在となり、事実関係が明確にならないことがある。誰がどういう情報からどう判断したのか記録だけでは読み取れないことがある。
 関係機関の関与が少なく、情報が乏しい
 関係機関の関与が少なく、保護者の公判等の結果を待つ場合、検証開始までに時間がかかる
 関係者からのヒアリング調査が中心であり、事実関係について、それぞれの担当者の主観や推測される内容が含まれる場合があるため、報告書の作成にあたり慎重に取り扱う必要がある。
 記憶に基づく過去の経緯の整理等

記録にない部分を確認することは困難である
 警察が事件化しない場合に事実の明確化が困難となる
 公判を聴いて初めてわかる事実も多いため、検証報告書がまとまるまでに時間を要するケースがある
 公判前など、事実関係を確認できないことがある。
 司法による事実認定との整合性など
 私立学校、幼稚園の協力が得られない
 時が経つと異動や記憶の薄れ等により情報収集が困難になること
 上記6)
 人材・専門性の不足
 正確な調査や情報収集が十分にできない場合、事実関係の確認や明確化も十分にできず、検証することが極めて困難となる。
 当該自治体がプライバシー保護の理由で情報提供を限定
 当事者からの聞き取り調査などができないため、伝聞情報が多い
 判決前の検証作業では、事実関係の明確化が困難

表12-8 問題点・課題を抽出する際の困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	14	25
ない	32	57.1
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

具体的に

検証委員の着眼点によって内容・構成が変わりうる
 限られた情報量の中での検証の困難性
 行政が関与しないケースでは、県の改善策に限られるのではないかと行政機関以外に対する問題点の指摘の範囲等
 子どもの死亡という事実があるだけに、何らかの課題を抽出するのだが、その結果求める対応のレベルが高くなってしまっているのではないかと。通常のソーシャルワーカーで防げる可能性の低かったケースでも児相や市町で救える可能性が高かったようなメッセージを出すことになっていないか。
 事例のプライバシー保護の観点から、一般的な問題提起にとどまることのある
 人材・専門性の不足
 専門知識を有し、かつ県内の児童福祉施策(虐待防止対策)に精通した者で第三者であることが理想
 他機関の問題点等を抽出できる程の情報収集は難しい
 特定機関を責めるような抽出の仕方とならないよう配慮が必要(責任追及ではなく、再発防止のための検証であるとの理解を得ることが必要)
 慢性的な人的不足がネックになる
 問題点、課題を抽出する際に、どうしても関係機関の責任追及になるように感じる。

表12-9 提言のあり方に対する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	15	26.8
ない	32	57.1
不明	2	3.6
無回答	7	12.5
合計	56	100.0

具体的に

あるべき論と現実の体制に開きがあることが多い

どのように活かしていくか
 教育・医療等、提言をどこまで書き込むか

具体性、実現可能性の程度について、事務局としてもう少し詳しく書いた方が各関係機関にとって参考となるのではと考えることがある

市町村の提言内容現実につながりにくい
 市町村や児相にとって、現実的な提言になっていくのか、また有益な提言にするための現場との検討の場をどうもてばいいのか
 児童福祉行政(児童虐待防止対策)に関わる県内の課題等もふまえた提言が望ましい(福祉司の増員など)
 実現可能性、現場との見解の相違等
 上記6)の通り
 他機関の体制や対応に対するふみ込んだ提言は難しい
 提言が予算拡充、増員及び単独事業創設等につながらない
 提言に対する対応状況についても検証が必要となる
 提言を確実に実行していくまでの強制力は保障されていない現状である
 提言を受けた後の取り組みが重要であり、その点について客観的に評価されることが必要
 提言内容具現化の困難さ

表12-10 報告書を作成する際の困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	12	21.4
ない	34	60.7
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

具体的に

案をすべて事務局で作成しなければならない
 委員の意見を反映させつつ、適切な文章として記すことに、かないの配慮と労力を要する
 委員間の意見調整等
 検討委員会の提言に現実可能性が低いものがあつた場合の扱いが難しい
 個々の自治体では事例が少なく、担当者の経験が蓄積されにくく。
 死亡した児のきょうだいがいる場合でプライバシーの配慮が必要
 事務局がどの程度文章など作成してよいか、表現等を含めて迷うことがある。
 重症事例の検証の場合、対象児童が未だ児童相談所と係属中の場合が多い
 上記6)の通り
 誰の立ち位置で書くのか、まとめ方など
 費用対効果(膨大な時間・労力が必要)に疑問。

表12-11 公表のあり方に対する困難点や疑問点について

困難・疑問点	自治体数	%
ある	15	26.8
ない	31	55.4
不明	2	3.6
無回答	8	14.3
合計	56	100.0

具体的に

どのように公表することが適切か
 プライバシーに配慮して公表するが、状況からほぼ特定できてしまう。残された子どもや事件と直接関係のない親族への影響が大きい。
 プライバシーの保護との兼ね合い

プライバシー保護の観点から内容が限定される
マスコミに公表するタイミングに留意が必要

加害者が認めていない場合、児童虐待検証報告書として公表してよいのか(特定できないよう配慮しているが、読む人が読めば事件が特定できてしまう)。裁判開始前、開始中における裁判員への影響についても考慮する必要がある。

個人が特定できないにしても、親族等を含めた関係者の心情への配慮が難しい
個人情報保護とのバランスについて。

公表されることで残された家族への影響が懸念される場合がある

公表期間や公表内容に対してどの程度行うか

死亡事例は新聞などで大きく取り扱われている場合が多く、事実関係の
公表により兄弟などにも影響を与えかねない

重症事例の検証の場合、対象児童が未だ児童相談所と係属中の場合が多い
不起訴となった場合の取り扱い

報告書は公表することとされているが、個人情報保護のためホームページに掲載していないもの、または一部を削除し掲載しているものがある。

未成年による事例などが加害者側の将来への配慮などから公開を控えるべき事例もあると考える

13. 地方自治体から、死亡事例等の検証のあり方について

自由記述

国として各自治体の検証の差についてどうは正しようとしてされているのか。各自治体からの「報告書」の検証やガイドラインの策定はあるのでしょ
12-9) 空欄であったが、具体案が書かれていたため1とした

4-2)児童相談所が市町村への調査を実施 10-1) 公表用と関係期間
用を分けて作成する、しない場合、どちらもある 10-1)-②検証委員の報告書の精査後、微修正。委員には確認を必ずとる。

5児童福祉施設などにおける被措置児童等虐待事例についても開催している
7-2)-⑤個人所有のため 7-2)-⑥検証委員が専門家といえる 7-2)-⑦司法解剖結果など可能な範囲で

H19年度以前は不明(虐待発生数～検証事例数)

H22年度検証事例については、児童虐待であるかどうかも含めて検証し
「虐待ではない」との判断をしたため、虐待事例、重大事例とも計上していません。

H24年度事例は検証中。実地要綱、規程はない。各種情報収集については必要があれば行う。7-5)-④転居事例なし。

H26事例は検証中 ヒアリング調査に協力不可の理由 H22年事例→8
次報告で協力しているため H26年事例→公表を予定していないため

規程はなし。厚労省の通知に準ずる。4-1)-②-iii 一部県が関与していないケースも対象としている。5 ウは一回開催実績あり。(回答はア)

検証報告書は翌年度、または翌々年度公表。重大事例に死亡事例は含んでいません。検証委員会は平成21年度に設置されました。

検証要綱は平成21年5月25日制定。移行実施。重大事例としての集計は行ってない 平成25年度の検証は該当市の要対協で実施 平成26年度事例は検証中 1)再発防止のため、死亡事例検証は非常に有効であると認識しているが、膨大な事務量が発生するものであり、対象となる事例や検証事項の絞り込み、検証作業の効率化等の検討も必要と感じる。2)各委員の意見が現場(児相)の考えと大きく乖離していることもあり、発言作成に当たっては、児相等も参加(ヒアリング)した作業が必要と感じる。7-1)当該通知を基とした県要綱に

個々の自治体では、件数が少なくノウハウが蓄積されにくいので、全国的なマニュアルがあると助かります。

事例が古いためヒアリングは不可 具体的な効果測定は実施していない。不明な点は空欄。

S県では現在検討中の死亡事例が初めての検証事例であり、現在は事例概要の把握まで進んでいます。5-5)~11)については今後のことであり回答できません。

補足資料あり(添付参照)

本県では、H26年度まで検証実績はなく、H27年度に発生した死亡事例についてはじめて検証委員会において検証している状況です。(第一回の会議が終了した段階)つきましては、以下のアンケートについて回答できない部分もあるため、回答可能な設問についてのみ記入しています。

本県では、死亡事例、重大事例とも発生しておらず、検証は行っておりません。そのため、アンケートは「4検証対象の範囲」までの回答となっております。4-2)、3) そういった事例が発生していないため実施していません。

本市では検証会議を実施した例がなく5以下の質問には回答できません。本市では検証事例がないため回答できない箇所があります。検証前例がないためヒアリングは意義がないと考える。

フェイスシート

自治体名 _____

担当部局 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

I 貴自治体で各年度に発生した虐待死亡事例件数等及び検証事例件数

	虐待死亡事例 発生件数	重大事例 発生件数	検証事例件数			
			虐待死亡事例	心中死亡事例	重大事例	
平成16年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成17年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成18年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成19年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成20年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成21年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成22年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成23年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成24年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成25年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
平成26年度	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件
合計	件	件	件	うち 件	うち 件	うち 件

II 公表した報告書数

1. 平成16年度以降に公表した報告書数 ()

III 添付して頂きたい資料

- ① 検証委員会実施要項及び規程
- ② 検証を実施したすべての事例検証報告書
- ③ 検証委員会委員名簿

IV ヒアリングへの協力

本研究班が今後実施するヒアリング調査に協力していただけますか。

ア する

イ しない

アンケート調査票（素案）

および（_____）に回答をご記入ください

1. 検証委員会の運営

1) 検証委員会の所管部局

1)

- ア. 児童相談所所管課（例：子ども福祉課）
- イ. 社会福祉担当総務課
- ウ. 福祉指導監査事務局
- エ. その他（_____）

2) 検証委員会の予算

- ① 運営・検証のための予算化を ア. している イ. していない
- ② アと回答した場合 予算額は（_____）万円

2) ①

2. 検証組織

1) 組織の設置状況

- ア. 常設している イ. 常設していない

1)

2) 組織の所属

2)

- ア. 児童福祉審議会に所属している。
- イ. その他の委員会（_____）に所属している。
- ウ. 単独で設置している。
- エ. 行政組織として設置している。

3. 検証委員の構成

1) 検証委員の人数 全体：_____名

（うち当該地方公共団体職員 _____名、当該地方公共団体職員OB _____名）

※当該地方公共団体職員（以下「職員」という）、当該地方公共団体職員OB（以下「職員OB」という）

2) 検証委員の職種

- ① 大学の研究者 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ② 研究機関の職員 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ③ 弁護士 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ④ 警察 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会調整機関職員 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑥ 学校の教員 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑦ 里親 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑧ 児童委員・主任児童委員 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑨ 民間団体の職員 ___名（うち職員___名、職員OB___名）
- ⑩ 医師 ___名（うち職員___名、職員OB___名）

- ⑪ 看護師 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑫ 保健師・助産師 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑬ 家庭裁判所調査官 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑭ 児童福祉施設長 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑮ 児童福祉施設職員 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑯ 児童相談所長 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑰ その他 () 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑱ その他 () 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑲ その他 () 名 (うち職員 名、職員OB 名)
- ⑳ その他 () 名 (うち職員 名、職員OB 名)

3) 検証委員の任期

- ① 1回の委嘱任期 () 年
- ② 原則として委嘱できる回数 () 回まで委嘱可能

4. 検証対象の範囲

1) 対象にしている事例

- ① 通知に示された「検証対象の範囲」を対象にしている
 - ア. している イ. していない 1) -①
- ② その他の範囲を定めている
 - ア. 定めている イ. 定めていない 1) -②
- 内訳
 - i 死亡事例のみを対象に ア. している イ. していない 1) -②-i
 - ii 重大事例（死亡事例を含む）を対象に ア. している イ. していない 1) -②-ii
 - iii i 又は ii のうち、関係機関の関与の状況により判断したケースを対象に
 - ア. している イ. していない 1) -②-iii
 - iv その他のケースを対象に ア. している イ. していない 1) -②-iv

- 2) 虐待が疑われる児童の死亡事例が発生した場合、虐待による死亡か否かの判断を行うための調査を
 - ア. 実施している イ. 実施していない 2)

- 3) 上記2) の質問で「ア 実施している」を選択した場合、その結果を検証委員会に
 - ア. 諮っている イ. 諮っていない 3)

5. 会議の開催

5)

- ア. 死亡事例が発生した場合に当該事例の検証のために開催している。
- イ. アに加え、死亡事例ではないが検証が必要な重大事例が発生した時に当該事例の検証のために開催している。
- ウ. アとイに加え、その検証の提言に対する都道府県の取組状況の報告を基に評価を行うために開催している。
- エ. アとイとウに加え、これまでに検証したすべての事例について、再度総合的に検証するために開催している。